

平成16年度財務諸表及び決算報告書に関する意見書

国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第38条第2項の規定に基づき、国立大学法人山形大学の平成16事業年度の決算について監査したところ、適法に処理されており、財務諸表及び決算報告書のとおり相違ないことを確認します。

平成17年6月27日

国立大学法人 山形大学

監事 本木 正光  
監事 遠藤 和男